

函館市教育振興審議会委員候補者公募実施要領

1 目的

函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

審議会の公募による委員の定数は1人とする。

3 委員の任期

令和8年4月1日から令和9年8月31日まで

4 補欠委員の任期

補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするが、その期間が1年未満のときは、1回に限り公募によらず再任できるものとする。

5 応募条件

市内に居住する満18歳以上（令和8年4月1日時点）の者で、本市の教育について関心のある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 審議会に委員を推薦する団体に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送または持参により応募する。

なお、提出された応募申込書は返却しないものとする。

（応募先：函館市教育委員会学校教育政策課

〒040-8666 住所 函館市東雲町4番13号 TEL 21-3523）

7 広報

募集にあたっては、市ホームページ等に募集記事を掲載する。

8 募集期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月12日（木）まで
（郵送の場合は、当日消印有効とする。）

9 候補者決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により審議会委員候補者を決定する。

本審議会における女性および青年（39歳以下）の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める目標値（女性35%以上、青年10%以上）に達しない見込みであるため、女性および青年の応募があった場合は、優先的に候補者として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度募集する。

なお、審議会委員への就任は、函館市教育委員会の委嘱をもって行われることとなる。

10 候補者決定結果の通知

候補者の決定後は、速やかに応募者に対し書面で結果を通知する。